訓　令

○厚生労働省訓令第１号

麻薬取締官けん銃警棒等使用及び取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和３年４月１日　厚生労働大臣　田村　憲久

麻薬取締官けん銃警棒等使用及び取扱規程の一部を改正する訓令

麻薬取締官けん銃警棒等使用及び取扱規程（平成18年厚生労働省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

麻薬取締官拳銃警棒等使用及び取扱規程

目次中「けん銃」を「拳銃」に改める。

本則中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第９条第２項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第10条第２項中「捜査課長」を「調査総務室長」に改める。

別記様式第１号及び第２号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。